

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代を担う子ども・若者が、夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍することは、県民すべての願いです。

県では、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、都道府県子ども・若者計画として、平成 24 年度、27 年度及び 30 年度の 3 次にわたり、「千葉県青少年総合プラン」を策定し、様々な分野にわたる子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、情報化、グローバル化¹、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、国においては、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組むため、令和 3 年 4 月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においても、国の大綱を踏まえ、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- ・ 平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。
- ・ 策定にあたっては、千葉県総合計画や第 3 期千葉県教育振興基本計画をはじめとする本県の関連計画との整合性を図るとともに、SDGs の考え方を踏まえ、取組を実施していきます。

¹ グローバル化：文化、経済、政治など人間の諸活動が、国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一体化される現象。

<SDGs（エスディージーズ）>

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことです、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことが誓われています。

本計画は、17のゴールのうち、主として、下記の目標の達成に関連しています。



3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象者

本プランの対象とする「子ども・若者」は、乳幼児期から青年期（概ね30歳未満まで）としますが、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）までを対象とします。



なお、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」、「子ども・若者」等の用語を併用します。